

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第235号)

平成15年3月10日

横情審答申第235号

平成15年3月10日

横浜市長 中田 宏 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づき
る諮問について（答申）

平成13年9月10日保保護第29号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「保土ヶ谷区保護課地区分担表（平成10年度、平成11年度、平成12年度、平成13年度）」の非開示決定に対する異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「保土ヶ谷区保護課地区分担表（平成10年度、平成11年度）」を非開示とした決定は、妥当である。

また、「保土ヶ谷区保護課地区分担表（平成12年度、平成13年度）」について、別表に示す部分は、開示すべきであるが、横浜市長がその余の部分を非開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、横浜市長（以下「実施機関」という。）が、平成13年7月31日付で行った、「保土ヶ谷区保護課地区分担表（平成12年度、平成13年度）」（以下「文書1」という。）及び「保土ヶ谷区保護課地区分担表（平成10年度、平成11年度）」（以下「文書2」という。）（以下文書1及び文書2を「本件申立文書」という。）の非開示決定の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の非開示理由説明要旨

文書1は、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第2項第2号及び第6号に該当するため非開示とし、文書2は、不存在であるため、条例第10条第2項により非開示としたものであり、その理由は、次のように要約される。

(1) 条例第7条第2項第2号の該当性について

文書1は、保護課職員が分担する区域を記した文書であり、生活保護業務執行上の保護台帳等と密接に関連する文書である。この文書1のみでは、被保護者を識別することはできないが、文書1を開示した場合には、他の通常入手可能な情報と照合することにより、第三者が被保護者を識別することが可能となり、被保護者の権利利益を害するおそれがある。

(2) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 文書1を市民に開示することは、被保護者世帯が生活している地区の担当職員名を市民に知らしめることであり、保護課職員の訪問調査活動の現場に市民が遭遇すれば、その地域の被保護者名や被保護世帯の存在をおのずと分らしめる可能性が生じ、被保護者のプライバシーが露呈する危険性が生じる。

イ 被保護者と担当職員との信頼関係はプライバシーを厳守することから成り立っており、文書1の公表により被保護者世帯の存在が判明すれば、個々の被保護者と個々の担当職員との信頼関係を損ない、円滑な訪問調査活動等が困難になるなど、生活保護行政の適正かつ円滑な執行に支障が生じるおそれがある。

(3) 文書2の不存在について

文書2は、保護世帯の変動と職員の人事異動等に伴い、適切な分担となるよう、毎年度当初、担当地域の見直しや、調整を行っており、その都度更新している。

文書2の保存期間は1年で、保存期間を経過し保有していないため、条例第10条第2項に該当するため非開示とした。

4 異議申立人の意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書、意見書及び意見陳述において主張している本件申立文書の非開示決定に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 異議申立てにかかわる処分を取り消し、再度納得のいく説明を求める。
- (2) 非開示とした理由にそもそも合理性（真実味）も妥当性（誠意ある運用姿勢、内容）もない。
- (3) 「個人情報」とか「守秘義務」とか、本来の理念とは乖離した運用実態（これらを隠れ蓑的に使っている。）に基づき、行政サイドだけにたった一方的かつ「濫用」の嫌いもあり、本開示制度の趣旨をねじ曲げた違法・不当な決定であって、到底承服できるものではない。
- (4) 説明・理由を求めても答えてもらえないばかりか、仮に答えてもらったとしても、その行政回答の内容及び回答姿勢はいつも形式だけである。
- (5) 地区分担表は、だれでも開示できるもの。現に私は保土ヶ谷区の総務課からそのコピーの一部を貰っている。

5 審査会の判断

(1) 本件申立文書について

本件申立文書は、平成10年度から平成13年度までの保護課職員が分担する区域を記した保土ヶ谷区保護課地区分担表であり、平成12年度及び13年度の地区分担表には、担当者名、電話番号及び担当地区等が記録されている。

(2) 条例第7条第2項第2号の該当性について

ア 条例第7条第2項第2号本文では、「個人に関する情報・・・であって、特定の

個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」については開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、本号に該当するとして、文書1の全部を非開示としているので、次にその妥当性について検討する。

ウ 文書1には、保護課職員名、電話番号、担当地区等が記録されており、担当地区欄には、単なる町名だけではなく、アパートやハイツなどの具体的な住宅名称が記録されていることが認められる。

実施機関が主張するように、文書1を開示することになれば、職員録等で氏名を公表されている職員が、訪問調査活動のために、文書1に記録された地区や特定名称の住宅等に出向いた際に、市民と遭遇すれば、その地区や住宅等の被保護世帯の存在が判明するおそれがあることは否めない。

したがって、文書1に記録されている情報のうち、担当地区欄に記録された情報は、他の情報と照合することにより、生活保護を受給している特定の個人を識別することができるか又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものとして非開示とすべきものであるから本号本文に該当する。

エ また、文書1に記録された情報のうち、担当職員名及び電話番号は、職員録等で既に公表されており、本号ただし書アで規定する「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」であるから、本号本文には該当しない。

(3) 条例第7条第2項第6号の該当性について

ア 条例第7条第2項第6号では、「市の機関又は国若しくは他の地方公共団体が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、開示しないことができると規定している。

イ 実施機関は、文書1について、本号に該当するとして非開示としているが、文書1のうち、前記(2)エで条例第7条第2項第2号に該当しないとした担当職員名及び電話番号は、これを開示することにより、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものとはいえないことから、本号にも該当しない。

また、担当地区欄に記録された情報は、条例第7条第2項第2号本文に該当し、開示しないことができるものであるから、本号の該当性について判断するまでもない。

(4) 文書2の不存在について

実施機関は、文書2は、横浜市文書取扱規程（昭和60年9月達第20号。平成12年4月1日廃止）第35条第4項の文書分類表 表第2 保護課第4種20「その他生活保護に関する軽易な書類」にあたる保存期間1年の文書であり、保存期間が経過したため保有していないとしている。

そこで、当審査会では、文書2について調査するため、平成14年11月15日に実施機関から事情聴取を行った。

それによると、実施機関では、生活保護業務を円滑に執行するために、職員が担当する地区を毎年変更しており、地区分担表を毎年更新している。分担表は、内部利用を目的として作成しているものであり、分担が変更になれば必要のないものとなり、保存期間の1年を経過したものは廃棄しているという実施機関の主張に特段不合理な点は認められなかった。

(5) 結 論

以上のとおり、実施機関が文書1のうち別表に示す部分を非開示としたことは妥当ではなく、その余の部分を条例第7条第2項第2号に該当するとして非開示とした決定及び文書2を不存在として非開示とした決定は、妥当である。

別表

条例第7条第2項第2号及び第6号に該当しないため、開示すべきと判断した部分

文 書 名	該 当 個 所
平成12年度地区分担表 平成13年度地区分担表	・担当者欄及び電話番号欄の全部 ・担当地区欄の項目名 ・表外の担当者名、表題、日付、所管課名

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成13年8月15日	・ 諮問書及び非開示理由説明書を受理
平成13年9月28日 (第 2 5 4 回 審 査 会)	・ 諮問の報告
平成14年8月23日 (第 2 7 5 回 審 査 会)	・ 部会で審議する旨決定
平成14年11月1日 (第 1 回 第 一 部 会)	・ 審議
平成14年11月15日 (第 2 回 第 一 部 会)	・ 実施機関から事情聴取
平成14年12月13日 (第 3 回 第 一 部 会)	・ 異議申立人から意見聴取
平成15年1月17日 (第 5 回 第 一 部 会)	・ 審議
平成15年2月14日 (第 6 回 第 一 部 会)	・ 審議